

大分県漁港漁場整備事業 ICT活用工事試行要領

1 目的

本要領は建設現場の生産性向上を図るため、大分県農林水産部が実施する漁港漁場整備事業の建設工事における「情報化施工技術を活用する工事」（以下、「ICT活用工事」という。）の試行に際して、必要な事項を定めたものである。

2 ICT活用工事

(1) 概要

ICT活用工事とは、下記2.(3)に示す施工プロセスの段階において、ICT施工技術を全面活用または部分活用する工事である。

(2) ICT活用を推進する工種

- ・ポンプ浚渫、クラブ浚渫、硬土盤浚渫、砕岩浚渫、バックホウ浚渫

(3) ICT活用施工

次の1)～5)の全ての段階でICT施工技術を活用することを全面活用という。また、次の2)、4)、5)段階については必須とし、1)、3)段階については受注者の希望により選択してICT施工技術を活用することを部分活用という。

- 1) 3次元起工測量
- 2) 3次元数量計算
- 3) ICTを活用した施工
- 4) 3次元出来形管理等の施工管理
- 5) 3次元データの納品

(4) ICT施工技術の具体的内容

ICT施工技術の具体的内容については、次の1)～5)及び別添-1によるものとする。

1) 3次元起工測量

起工測量において、「マルチビームを用いた深淺測量マニュアル（浚渫工編）水産庁漁港漁場整備部」に基づいて行うものとする。

2) 3次元数量計算

1) で計測した測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて数量計算を行うものとする。なお、数量計算は「3次元データを用いた漁港漁場関係工事数量算出要領（浚渫工編）水産庁漁港漁場整備部」に基づいて行うものとする。

3) ICTを活用した施工

1) で作成した3次元データを用い、下記①～③により施工を実施する。

- ①クラブバケットの平面位置と目標浚渫位置・深度をリアルタイムで可視化する技術を用いて施工を行うものとする。
- ②カッターヘッドの平面位置と目標浚渫位置・深度をリアルタイムで可視化する技術

を用いて施工を行うものとする。

- ③バックホウのバケットの平面位置と目標浚渫位置・深度をリアルタイムで可視化する技術を用いて施工を行うものとする。

※①、②、③を工種において選択する。

4) 3次元出来形管理等の施工管理

3) による工事の施工管理において、「マルチビームを用いた深淺測量マニュアル（浚渫工編）水産庁漁港漁場整備部」に基づいて出来形管理を実施する。なお、出来形管理については、「3次元データを用いた出来形管理要領（浚渫工編）水産庁漁港漁場整備部」及び「漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書（水産庁漁港漁場整備部）」に準ずるものとする。

5) 3次元データの納品

4) による3次元施工管理データを、工事完成図書として電子納品する。

3 ICT活用工事の実施方法

(1) 発注方式

ICT活用工事の発注方式は受注者希望型とし、対象は発注者が発注に際して、特記仕様書にICT活用工事の対象であることを明示した工事とする。

なお、ICT活用工事として発注していない工事において、受注者からの希望があった場合は、受発注者間の協議により、ICT活用工事として事後設定できるものとし、受注者希望型と同様の取扱いとする。

(2) 発注における入札公告等

発注者は、ICT活用工事を発注する場合、その旨を特記仕様書に記載するものとする。

記載例を別添-2（受注者希望型）に示すが、記載例にないものについては、別途作成するものとする。

(3) 計画書の提出及び活用の範囲

1) 受注者希望型

受注者は、ICT施工技術の活用を希望する場合、契約後、発注者へ工事打合簿でICT活用計画書（別添-3）を提出し、受発注者間の協議により、ICT活用工事を実施することができるものとする。

また、基本的には浚渫工の施工範囲全てで適用するが、具体的な工事内容及び対象範囲を監督員と協議するものとし、実施内容等については、施工計画書に記載するものとする。

(4) ICT活用工事の実施フロー

別添-4のフローを参考に、ICT活用工事を実施する。

4 工事成績評定における措置

(1) ICT 活用工事における評価

ICT 活用工事を実施した場合、発注方式に関わらず、「創意工夫」において評価するものとする。なお、加点の基準は以下のとおりとする。

- 1) 全面活用 (加点 2) : 上記 2 (3) 1) ~ 5) の全ての段階で ICT 施工技術を全面的に活用した場合。
- 2) 部分活用 (加点 1) : 上記 2 (3) 1) ~ 5) の 2)、4)、5) 段階については必須とし、1)、3) 段階については受注者の希望により活用の有無を選択した場合。

5 ICT 活用工事の導入における留意点

受注者が円滑に ICT 施工技術を導入・活用できる環境整備として、以下を実施するものとする。

(1) 施工管理、監督・検査の対応

ICT 活用施工を実施するにあたって、別途定められている施工管理要領、監督・検査要領（別添一 1【関連要領等一覧】）に基づき、監督・検査を実施するものとする。なお、要領、基準類の改訂や新たに基準類が定められた場合は、監督員と協議の上、最新の基準類に基づき実施するものとする。

監督員及び検査員は、活用効果に関する調査等のために別途費用を計上して二重管理を実施する場合を除いて、受注者に従来手法との二重管理を求めないこととする。

(2) 3次元設計データ等の貸与

1) 3次元起工測量及び3次元設計データ作成

ICT 活用工事の導入初期段階においては、従来基準による 2 次元の設計データにより発注することになるが、この場合、発注者は契約後の協議において「3次元起工測量」及び「3次元設計データ作成」を受注者に実施させ、設計データの 3次元化にかかる経費については「ICT 活用工事積算要領（浚渫工）水産庁漁港漁場整備部」に基づき、その他工事費（測量設計費）にて当該工事に変更計上するものとする。

2) 設計データ等の貸与

発注者は、詳細設計において、ICT 活用工事に必要な 3次元設計データを作成した場合は、受注者に貸与するほか、ICT 活用工事を実施するうえで有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に受注者に貸与するものとする。

なお、貸与する 3次元設計データに 3次元測量データ（グラウンドデータ）を含まない場合、発注者は契約後の協議において「3次元起工測量」及び「貸与する 3次元設計データと 3次元起工測量データの合成」を受注者に実施させ、これにかかる経費については「ICT 活用工事積算要領（浚渫工）水産庁漁港漁場整備部」に基づき、その他工事費（測量設計費）にて当該工事に変更計上するものとする。

3) ICT 活用機器及びデータの取扱い

ICT 活用工事を実施するために使用する ICT 機器類は、受注者が調達し、また施工に必要な ICT 活用施工データは、受注者が作成するものとする。

(3) 工事費の積算

発注者は、発注に際して漁港漁場関係工事積算基準 水産庁漁港漁場整備部（従来施工）に基づく積算を行い発注するものとするが、受発注者間の協議により ICT 活用工事を実施することとなった場合には、「ICT 活用工事積算要領（浚渫工編）水産庁漁港漁場整備部」及び漁港漁場関係工事積算基準 水産庁漁港漁場整備部に基づく積算を行い、落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。

(4) 現場見学会・講習会の実施

ICT 活用工事の推進を目的として、官民等を対象とした見学会を適宜実施するものとする。また、より実践的な講習会等の開催についても検討するものとする。

6 実施証明

ICT 活用施工を実施した場合にあって受注者が希望する場合、発注者は「ICT 活用証明書」（別添－5）を発行するものとする。

7 その他

本要領に定めのない事項については、受発注者間で協議して定めるものとする。

< 参照 >

水産庁ホームページ

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/gyosei/supply/sonota/index.html>

附則（令和 7 年 3 月 日）

本要領は、令和 7 年 4 月 1 日以降に起案する工事に適用する。